別記第４号様式（第３条関係）

 その１

（表）

景観形成の配慮事項に係る対応説明書

|  |  |
| --- | --- |
| ※受付番号 |  |
| 行為の場所 |  |
| □ 建築物□ 工作物□ 開発行為 |  新築 □ 又は　 □ 増築 　□ 改築 　□ 移転 　□ 外観の変更　　 新設 |  | □修繕□模様替□色彩の変更 |

【建築物又は工作物】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 |  　　　　　配慮事項 |  　　　　 対応状況の説明 |
| 位置・配置 | □地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配 置とすること。□景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史 　的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対し　て、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とするこ　と。 |  |
| 規模 | □地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を　考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規 模とすること。□景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史 的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対し　て、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。 |  |
| 形態又は色彩その他の意匠 | □地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠 とすること。□全体としてまとまりのある形態意匠とすること。□外観には、周辺景観と調和する色彩を用いること。□多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その 数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。□オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備 等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目 隠しをする等の工夫をすること。 |  |
| 敷地の外構・その他 | □敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修　景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空　間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮する　こと。□敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移　植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植　や緑化に配慮すること。□堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期　以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも　配慮すること。 |  |

（裏）

【開発行為】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 |  　　　　配慮事項 |  　　　　　対応状況の説明 |
| 位置 | □地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とす ること。□景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史　的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対し　て、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。 |  |
| 規模 | □地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とす ること。□景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史　的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対し　て、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。 |  |
| 形状・緑化等 | □地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とす ること。□開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り　保全し、活用すること。□開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又　は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、　補植や緑化に配慮すること。 |  |

注１ ※印欄は、記入しないこと。

　２　「配慮事項」欄は、当該事項について配慮した場合に、□内にレ印を付すこと。

　３　「対応状況の説明」欄は、配慮事項に具体的にどのように対応したかを記載すること。

 （日本工業規格Ａ４）